

香川県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内における飲酒運転の根絶に向け、知事が警察本部長と連携して飲酒運転根絶を宣言する飲食店（以下「飲酒運転根絶宣言店」という。）を登録することにより、飲酒運転を絶対に許さない社会づくりを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた県民気運の醸成及び高揚を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 飲酒運転根絶宣言店の登録は、香川県内において営業し、来店者に酒類を提供する飲食店（以下「酒類提供飲食店」という。）で、次の事項を宣言し、及びこれを実践するものについて行うものとする。

- (1) 来店者に来店方法を確認すること。
- (2) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しないこと。
- (3) 交付された第4条第2項に規定する登録証及びミニ幟旗を来店者の見やすい場所に掲示すること。

(登録の申込み)

第3条 飲酒運転根絶宣言店の登録を受けようとする酒類提供飲食店は、知事に飲酒運転根絶宣言店登録申込書（様式1。以下「登録申込書」という。）を提出しなければならない。

(登録の実施)

第4条 知事は、前条の規定により提出のあった登録申込書の内容を審査し、警察本部長と協議の上、適当と認められるときは、当該酒類提供飲食店を飲酒運転根絶宣言店登録台帳（様式2。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 2 知事及び警察本部長は、前項の規定により登録した飲酒運転根絶宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、飲酒運転根絶宣言店登録証（様式3。以下「登録証」という。）及び飲酒運転根絶宣言店ミニ幟旗（以下「ミニ幟旗」という。）を交付するとともに、当該登録宣言店を香川県ホームページに掲載するものとする。

(登録の変更)

第5条 登録宣言店は、登録申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに知事に飲酒運転根絶宣言店登録変更届（様式4。以下「登録変更届」という。）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録宣言店は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、知事に飲酒運転根絶宣言店登録抹消届（様式5。以下「登録抹消届」という。）を提出するとともに、交付された登録証及びミニ幟旗を返納するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録抹消届が提出されたときは、警察本部長と協議の上、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、香川県ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録宣言店が次の各号のいずれかに該当するときは、警察本部長と協議の上、当該登録宣言店の登録を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 登録申込書又は登録変更届に虚偽の記載があったとき。
- (3) 登録宣言店の代表者又は役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであったとき。
- (4) その他登録宣言店として適当でないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録宣言店に対し、その旨を通知し、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、香川県ホームページから削除するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された酒類提供飲食店は、知事に交付された登録証及びミニ幟旗を返納しなければならない。

4 第1項の規定による登録の取消しにより損失が生じた場合においても、その損失は、当該酒類提供飲食店の負担とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第8条 第3条の規定による申込み及び第5条の規定による届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込み又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申込み又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(助言及び情報の提供)

第9条 知事は、関係機関等と連携して、登録宣言店に対し、飲酒運転の根絶のために必要な助言及び情報の提供をすることができる。

(事務処理)

第10条 飲酒運転根絶宣言店の登録に関する事務は、香川県危機管理総局くらし安全安心課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、飲酒運転根絶宣言店の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月19日から施行する。

様式1（第3条関係）

飲酒運転根絶宣言店登録申込書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
飲食店名
代表者名

当店は、飲酒運転の根絶のため次のとおり宣言し、及びこれを実践しますので、香川県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第3条の規定に基づき、飲酒運転根絶宣言店の登録を申し込みます。

記

1 宣言内容

当店は、飲酒運転を絶対に許さない社会づくりを推進するとともに、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言をし、これを実践します。

- 一、来店者に来店方法を確認します。
- 一、自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。
- 一、「飲酒運転根絶宣言店登録証」及び「飲酒運転根絶宣言店ミニ幟旗」を来店者の見やすい場所に掲示します。

2 登録台帳への登録内容

登録内容		県ホームページ
所在地		公表
ふりがな		公表
飲食店名		
代表者名		非公表
電話番号		公表
URL		公表
営業日・時間		公表 ・ 非公表
組合	1 組合加入（組合名： 2 組合未加入	非公表

- ※ 所在地、飲食店名、電話番号及びホームページアドレスは、香川県ホームページで公表します。
- ※ 「URL」欄は、ホームページアドレスがない場合には記入不要です。
- ※ 営業日・時間は、県ホームページでの公表又は非公表のいずれかに○印を付けてください。
- ※ 「組合」欄は、1又は2のいずれかに○印を付けてください。なお、加入の場合は、組合名を記入してください。

登録番号（ ）

飲酒運転根絶宣言店登録証

所在地

店名

貴店は、飲酒運転を絶対に許さない社会づくりを推進するとともに、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言を実践する「飲酒運転根絶宣言店」として登録されたことを証します。

宣 言

- 一、来店者に来店方法を確認します。
- 一、自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。
- 一、「飲酒運転根絶宣言店登録証」及び「飲酒運転根絶宣言店ミニ幟旗」を来店者の見やすい場所に掲示します。

年 月 日

香 川 県 知 事

香川県警察本部長

印

印

様式4（第5条関係）

飲酒運転根絶宣言店登録変更届

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
飲食店名
代表者名

当店は、次のとおり飲酒運転根絶宣言店登録台帳の登録内容に変更が生じたので、香川県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第5条の規定に基づき、変更届を提出します。

記

1 変更内容

区分	登録内容	
	変更前	変更後
所在地		
ふりがな		
飲食店名		
代表者名		
電話番号		
URL		
営業日・ 時間		
組合		

2 変更理由

様式5（第6条関係）

飲酒運転根絶宣言店登録抹消届

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
飲食店名
代表者名

当店は、次のとおり飲酒運転根絶宣言店の登録を抹消したいので、香川県飲酒運転根絶宣言店登録実施要領第6条の規定に基づき、抹消届を提出します。

記

- 1 登録番号（ ）

- 2 返納物
 - (1) 飲酒運転根絶宣言店登録証
 - (2) 飲酒運転根絶宣言店ミニ幟旗

- 3 抹消理由